

小中一貫教育の制度化及び総合的な推進方策について (小中一貫教育特別部会 審議のまとめ)の概要

1章 小中一貫教育が求められる背景

- 義務教育の目的・目標規定（教育基本法、学校教育法の改正）
- 教育内容の量的・質的充実への対応（小学校への外国語活動、理数教育）
- 発達の早期化をめぐる現象（身長、体重、初潮の時期等）
- 中1ギャップへの対応（不登校、いじめ、暴力行為の急増、小中学校間の大きな差異）
- 社会性育成機能の強化（世帯規模の縮小、少子化）

3章 小中一貫教育の制度化の意義

- 小中一貫教育の効果的な実施（設置者が小中一貫教育に取り組もうとする場合に、より総合的かつ効果的に実施することを可能とする）
- 地域の実態に対応した多様な取組の選択肢を提供（設置者判断で柔軟な教育課程編成を可能とする）
- 国・県による支援を充実するための制度的基盤が必要

4章 小中一貫教育の制度設計の基本的方向性

- 1人の校長の下、1つの教職員集団(※)が9年間の一貫した教育を行う新たな学校種を学校教育法に位置付け（小中一貫教育学校(仮称)）

(※)原則として小・中免許を併有した教員を配置。当面は小学校免許で小学校課程、中学校免許で中学校課程を指導可能としつつ、免許の併有を促進。
- 独立した小・中学校が小中一貫教育学校(仮称)に準じた形で一貫した教育を施すことができるようにする（小中一貫型小・中学校(仮称)）

5章 小中一貫教育の総合的な推進方策

○教職員体制の構築

- ・小中一貫教育学校(仮称)は、現行の小学校及び中学校と同様の定数算定。その上で、9年間で適切にマネジメントするために必要な教職員の定数を算定
- ・小中一貫教育の円滑な実施のための教員加配を措置

○施設・設備の整備

- ・小中一貫教育学校(仮称)について、現行の小学校及び中学校と同様に国庫負担・補助の対象とすること
- ・小中一貫教育を効果的に実施するため、施設一体型校舎や異学年交流スペースなどの施設整備への支援

○地域ぐるみで9年間の学びを支える仕組みづくり

中学校区内の小・中学校における一体的な学校運営協議会の設置を促進

○モデル事業の実施、好事例の普及

モデル事業等を通じて、小中一貫教育の好事例を収集・分析・周知

○学校評価の充実

様々なタイプの小中一貫教育に応じた学校評価のあり方を学校評価ガイドラインに反映、各学校における学校評価を活かした市町村教委による検証・評価

2章 小中一貫教育の現状と課題

- 全国各地で小中一貫教育の取組が蓄積（全国で211市町村、1130件(小学校2284校、中学校1140校)）
- 実施校の約9割が「成果が認められる」と回答（学力向上、中一ギャップ緩和、教職員の意識・指導力の向上など43項目）
- 解消を図るべき課題も存在（教職員の負担軽減等）
- 取組の内容や進捗状況は極めて多様（多様性を尊重しつつ優れた取組が展開されるような環境整備が必要）

○小中一貫教育に指摘される課題への対応

- ・人間関係の固定化や転出入への対応などの課題について、学校現場で様々な工夫を通じ効果的な対応策が明らかになってきている
- ・積極的な指導助言や好事例の普及などにより、課題の速やかな解消に資する手立てが講じられるようにする必要

- 既存の小・中学校と同様に、市町村の学校設置義務の履行対象とし、就学指定の対象とする(市町村立の場合、入学者選抜は実施しない)

- 一定の範囲で小中一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を認める(独自教科等の設定、指導内容の入れ替え・移行)

○都道府県教育委員会の役割

推進計画の策定、モデル事業の実施、小・中免許併有促進、兼務発令や異動年限の柔軟化など人事異動での配慮、他校種の指導技術に関する教員研修 など

○教員の負担軽減

適切な教職員定数の算定、小・中合同の校務分掌、会議の大胆な精選、校務支援システムや電子黒板等のICTの活用、学校事務の共同実施、事務長の設置 など

○9年間の系統性・連続性の強化

- ・小中一貫教育の理念の徹底、教科等横断的な一貫カリキュラム(キャリア教育、食育、情報教育等)の構築
- ・小・中が接続する区切りにおける取組の強化
- ・特別支援教育の充実、小中一貫と連動させた幼小連携の推進 など

○今後の学制改革に向けて

- ・制度化後も小中一貫教育の成果と課題をきめ細かく検証
- ・より良い学制の在り方を探求する観点から、研究開発学校の制度等も積極的に活用し、学校段階の区切りの在り方を含めた公教育全体の質の向上の在り方について継続的に検討